



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名	コ ン ビ 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 松 浦 弘 昌
コ ー ド 番 号	7 9 3 5 東 証 第 1 部
問 合 わ せ 先	総 務 部 長 吉 成 陽 一
	T E L ( 0 3 ) 5 8 2 8 - 7 6 6 6

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日の取締役会において、下記「定款一部変更の件」を、平成 18 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の平成 18 年 5 月 1 日施行に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 第 4 条 (機関) に関しましては、当会社に設置する機関に関する定款の定め (会社法第 326 条第 2 項) について、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます) 第 52 条及び第 76 条第 2 項の規定により、当社の定款においては株主総会及び取締役のほか取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定があるものとみなされておりますが、この点を明確にするため、新設するものであります。

(2) 第 7 条 (株券の発行) に関しましては、株券の発行に関する定款の定め (会社法第 214 条) について、整備法第 76 条第 4 項の規定により、当社の定款においては株式に係る株券を発行する旨の規定があるものとみなされておりますが、この点を明確にするため、新設するものであります。

(3) 第 10 条 (単元未満株式についての権利) に関しましては、会社法第 189 条第 2 項の規定により、単元未満株主の管理を合理化するため、新設するものであります。

(4) 第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) に関しましては、会社法施行規則第 94 条・第 133 条等の規定に従い、情報開示を充実するため、新設するものであります。

(5) 第 24 条 (取締役会の決議の省略) に関しましては、会社法第 370 条の規定に従い、取締役会の機動的な運営を可能にするため、新設するものであります。

(6) 第 34 条 (社外監査役との責任限定契約) に関しましては、会社法第 427 条において責任限定契約の範囲が拡大され、社外監査役との間で責任限定契約を締結することも認められたことに従い、社外監査役として適任者を登用するため、新設するものであります。

(7) 第 36 条 (剰余金の配当等の決定機関) に関しましては、会社法第 459 条の規定に従い、剰余金の配当が株主総会の決議によらず取締役会決議によってなし得るようにされたことに伴い、機動的な配当を可能とするため、新設するものであります。また、第 37 条 (剰余金の配当の基準日) は、その基準日について定めるものであります。

( 8 ) その他、会社法の施行等に伴い、所要の字句を整序するものであります。

2 . 変更の内容は、以下のとおりであります。( 下線部が変更箇所 )

現行定款	変更案
<p>( 新設 )</p> <p>( 公告の方法 )</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による<u>ことができないときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>( 発行する株式の総数 )</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式総数は 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合は、それに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>( 新設 )</p> <p>( 自己株式の取得 )</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>( 1 単元の株式の数 )</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、5 0 0 株とする。</p> <p>( 1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券 )</p> <p>第 8 条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>( 機関 )</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>( 1 ) <u>取締役会</u></p> <p>( 2 ) <u>監査役</u></p> <p>( 3 ) <u>監査役会</u></p> <p>( 4 ) <u>会計監査人</u></p> <p>( 公告方法 )</p> <p>第 5 条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。</u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による<u>公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>( 発行可能株式総数 )</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株とする。</u></p> <p>( 株券の発行 )</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>( 削除 )</p> <p>( 単元株式数 )</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元株式数は、5 0 0 株とする。</u></p> <p>( 単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 9 条 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p>

(新設)

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主(実質株主を含む。以下同じ。)のする届出の受理、株主が不所持を申し出た株券の取扱い、株券の再交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手續その他株式に関する事務は、名義書換代理人がこれを取り扱い、当社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規定)

第10条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のする届出、株券の再交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手續きその他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程を適用する。

(基準日)

第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程を適用する。

(削除)

を行使することのできる株主とする。

2. 本定款に定めるほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。

(新設)

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

(取締役の員数及び選任)

第17条 当会社の取締役は、8名以内とし、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に終了する。

2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任者の任期が満了すべき時に終了する。

(代表取締役)

第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。

とみなすことができる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(削除)

(取締役の員数及び選任)

第19条 (現行どおり)

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、会長、副会長及び社長を選任することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第25条 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当

2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、会長、副会長及び社長を定めることができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該

該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

(監査役員の員数及び選任)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。

2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役任期)

第28条 監査役任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に終了する。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了すべき時に終了する。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集者及び議長)

第30条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

2. 監査役会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。
3. 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対してこれを発する。ただし、

契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(監査役員の員数及び選任)

第28条 (現行どおり)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役任期)

第29条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集者及び議長)

第31条 (現行どおり)

2. (現行どおり)
3. 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対してこれを発する。ただし、

緊急の必要がある場合には、監査役全員の同意により、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(監査役会の決議)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのあるもののほか、在任監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、商法280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新設)

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印して、これを10年間本店に備え置く。

(決算期)

第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

緊急の必要がある場合には、監査役全員の同意により、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

<p>(新設)</p> <p>(利益の配当)</p> <p><u>第36条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法293条ノ5に定める金銭の分配をなすことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第38条 利益配当金、前条による分配金及びその他諸交付金が、その支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</u></p> <p>2. 前項の未払金については、これに利息を附さない。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
---	--